

米国における少年院図書館 その基準とサービスの史的変遷

井上靖代

1. はじめに

『穴』(ルイス・サッカー著 原題 Holes, c1998) では少年院での作業として穴を延々掘らされる少年が主人公として登場する。実際に50年代までの米国における「少年院」での罰として、穴を掘らせていた⁽¹⁾。1899年にイリノイ州で最初の少年司法裁判審判法廷 Juvenile Court が設置され⁽²⁾、1902年に非行犯罪児童を収容することとなり、1904年に最初の少年たちが「少年院」に収容された。当時の“非行”は範囲が広く、家出や保護者に対する不服従なども“非行”とみなされ、収容対象となっていた。

こういった非行犯罪児童を罰するために「少年院」へ収容するという考え方から、「少年院」がオルターナティブ・スクール Alternative School として位置づけられていき、教育による矯正や個人が抱える問題対策の一環としての読書活動、社会へもどった際の訓練などが基本となっていくと、「少年院」に図書室が設置され、専任の司書が配置されるようになってきた。1975年には『少年院図書室基準』⁽³⁾がアメリカ図書館協会 American Library Association とアメリカ矯正協会 American Correctional Association が合同で策定・公表するに至った。

本稿では米国における「少年院」における図書室(館)の基準をとりあげて、そこで

(1) Crifasi, Rita. (1991) The Evolving System of Juvenile Corrections in Illinois, *Insight Into Corrections*. Oct. 1991, p.3.

(2) Wilson, Denise. Illinois Juvenile Court Act of 1899. *The Encyclopedia of Juvenile Delinquency and Justice* (Wiley Online Library) <https://doi.org/10.1002/9781118524275.ejdlj0204> (Dec. 10, 2019確認) 16歳以下の子どもを対象とし、罰則よりも矯正教育対応に力点をおくものであり、近代的な少年司法裁判審判制度を創設するものであった。

(3) *Library Standards for Juvenile Correctional Institutions*. (1975) prepared by American Correctional Association and American Library Association health and Rehabilitation Library Division Joint Committee on Institution Libraries. Chicago: American Library Association, 1975. 1999年に改訂版が公表されて以降、改訂されていない。

の司書の配置や読書活動等をめぐる動き、また、アメリカ図書館協会（ALA）の「少年院」図書室活動への関わりなどについて、その史的概観を試みるものである。

2. 米国での「少年院」（少年矯正施設など）

米国での少年非行犯罪に関する連邦政府における担当部局は、未成年司法審判および非行予防局 Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention (OJJDP)⁽⁴⁾であり、非行犯罪や審判状況といった統計⁽⁵⁾も提供している。「少年院」収容に関する状況も統計として公開されている⁽⁶⁾が、図書室や司書の配置状況についてはふれられていない。

この20年間（1997年から2017年）をみると、10代の人口が増加しているにも関わらず、「少年院」収容者の人数は減少傾向である（2018 表1参照）。全体的にも12歳から17歳の犯罪率が減少傾向にある（表2参照）。また、州によっては施設に収容するよりも、信号を発する装置を装着させ、学校や家庭など指定地域内での行動を認めることで、地域社会のなかでの矯正教育をおこなうほうを選んでいることも影響している⁽⁷⁾といわれるが、米国全体として、その傾向等についての状況基礎調査がなされていないため明確ではない。

表1 人種別少年院収容者数の推移

（注：OJJDP 統計を再編集）

	合計	白人	黒人	ヒスパニック	アメリカ・インディアン	アジア系	その他
合計 (2017)	43,580	14,215	17,841	9,161	752	361	1,250
うち非行犯罪者数 (2017)	41,890 (96.1%)	13,297 (31.7%)	17,388 (41.5%)	8,966 (21.4%)	719 (1.7%)	349 (0.8%)	1,171 (2.8%)
合計 (1997)	105,055	39,445	41,896	19,322	1,615	2,215	562
うち非行犯罪者数 (1997)	98,813 (94.1%)	35,773 (36.2%)	40,072 (40.6%)	18,853 (19.1%)	1,476 (1.5%)	2,162 (2.2%)	477 (0.5%)

情報源：https://www.ojjdp.gov/ojstatbb/ezacjrp/asp/Offense_Race.asp

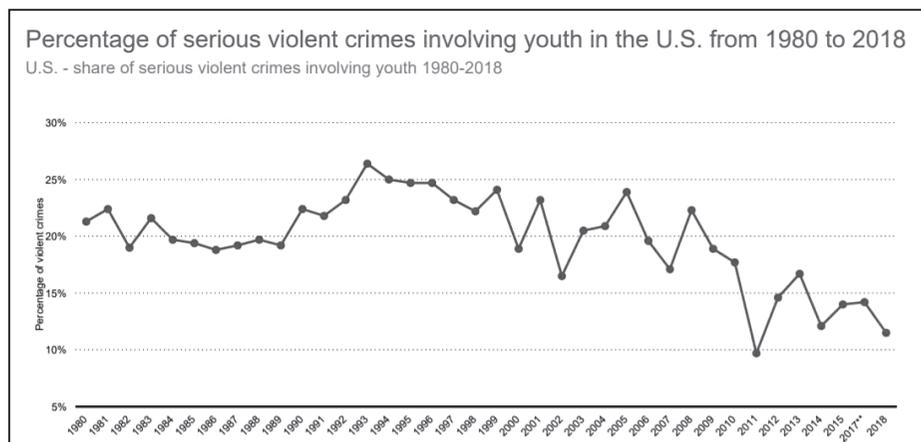
(4) Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention (OJJDP) <https://ojjdp.ojp.gov/> (Dec. 10, 2019確認)

(5) Statistical Briefing Book. OJJDP. <https://www.ojjdp.gov/ojstatbb/> (Dec. 10, 2019確認)

(6) Easy Access to the Census of Juveniles in Residential Placement (EZACJRP) <https://www.ojjdp.gov/ojstabb/ezacjrp/> (Dec. 10, 2019確認)

(7) *Teen Incarceration: From Cell Bars to Ankle Bracelets*. Twenty-First Century Books, 2016. ISBN13: 9781467775724

表2 12-17歳による犯罪率の推移



情報源：ChildStats.gov U.S.Census Bureau ID477508

州により、「少年院」にあたる収容施設等の名称が異なり、収容する年齢層や対応する活動プログラムも異なる。多くは21歳以下を対象とするが、16歳を成人とみなし成人刑務所に収容する州もあれば、対象者によっては25～26歳であっても「少年院」に収容する州もある。連邦政府が集計・分析している上記の統計担当部局では、収容施設を7つのカテゴリーにわけている。

そのカテゴリーによると、短期間収容する施設は Detention Center とよばれるものが多い（1～2週間以内）が、さらに短い期間であれば Shelter あるいは Reception/Diagnostic Center に収容される。Shelter では家出あるいはホームレスの子どもを収容するシェルターも含まれる。Reception Center は児童審判所 Juvenile Court で審判がくだり、どこへ収容されるかの決定がおきるまでの滞在先となる。

審判が下りると、長期間収容される施設に移り、そこには Correctional School とよばれる学校が設置されており、GED（高校卒業認定資格）を目指すこととなる。

長期の収容施設には Group Home あるいは Residential Treatment Center があり、医療少年院も含まれる。また、農場など野外での活動を含む Ranch/Wilderness Camp も長期収容である。60年代にはこの Camp 形態が一般的で、70年代以降になってから寮施設などを包括する定住型の収容施設 Long-term Secure facility が一般化していったという⁽⁸⁾。州によっては Training Schools、Correctional Schools、Reformatories、Juvenile Correctional Facilities などと呼称が異なる。イリノイ州では Youth Center である。図書室（館）が設置されているのは概ね、これら長期収容施設となる。

(8) Ibid., Crifasi. (1991) p.3.

上記の OJJDP の調査によると、こういった長期収容施設に収容されている人数が最も多いのは、カリフォルニア州 (5,463人) で、うち公的施設に収容されているのは4,938人、私的施設には525人が収容されている。成人向け刑務所も同じだが、いくつかの州を除き、民間の NGO/NPO や企業が運営している「少年院」もある。すでに1990年代から「少年院」における費用が多額であることが指摘されており、例えばイリノイ州では「少年院」収容者1人あたり4万ドル弱かかっており、一般の児童らの教育費用の3～4倍となっていた。

2017年現在で、運営母体が不明な箇所も多いが、フロリダ州やペンシルバニア州では民間に委託している「少年院」収容者数が公的機関よりも多くなっている。フロリダ州では2,742人のうち1,182人が公立「少年院」で、1,530人が民間「少年院」に、ペンシルバニア州では1,791人のうち公立「少年院」には756人、民間「少年院」には1,038人が収容されている。

図書室(館)については OJJDP では米国全体を包括する最新調査がなく、全体像を見ることは難しいが、コロラド州のように刑務所図書館(少年収容施設含む)の設置を州法⁽⁹⁾により義務付けているところもある。フロリダ州には21ヶ所の「少年院」があるが、うち民間運営1ヶ所にのみ図書室に専任司書が配置されている。ペンシルバニア州では州全体での「少年院」総数は不明だが、公立「少年院」5ヶ所に専任スタッフ(司書資格なし)が配置されている。図書室があり、司書が配置されているかどうかは公立と民営とで大きな差があるわけではなさそうである。経費問題も含めて、表1・2にみられるように少年犯罪者そのものの人数が減少傾向にある現状と、施設に収容するよりは所在を明確にするための器具をつけさせて、行動を監視する形で家庭で生活させ、通学させるようになっていることもあり、「少年院」施設はあるが、収容者がいないという施設も増えているようである。

3. 「少年院」図書室設置の背景

20世紀前半では非行犯罪の定義がおおまかで、家出や両親に対する不服従、不登校などを対象としており、60年代まで「非行少年」の数は増加の一途をたどっていたという。すでに1800年代に、米国では18歳以下を成人犯罪者とは別に司法裁定することになってきたが、その数が前年に比べ50%増となり、1953年には当時のアイゼンハワー大統領がこの「非行少年」問題を担当する委員会設置を命じ、その結果、各地に「非行少年」た

(9) Colorado Library Law <https://www.cde.state.co.us/cdelib/librarylaw/part1> (2019.11確認)

ちを集め、訓練する学校を設置運営する動きが加速化した。図書館側では1930年代から都市部における10代向け図書館サービスが拡大する⁽¹⁰⁾にともない、こういった施設に推薦図書リストを配布⁽¹¹⁾するなどの活動を行い始めていた。

1954年に非行少年に関する全米会議 National Conference on Juvenile Delinquency が開催⁽¹²⁾された。その勧告を受け、児童局 Children's Bureau 内に Division of Juvenile Services が設置され、公的機関やボランティア団体などに活動基準や指導方法などを作成する支援をおこなうこととなった。その「少年非行」「少年犯罪」等の法的定義づけは「少年法」が成立するまでは、現場で独自に判断されていた。この時期には、非行あるいは犯罪を犯した未成年者たち（おおむね18歳以下）を収監し罰するよりも、矯正教育に重点をおくようになっていき、収容施設では“学校”教育がおこなわれるようになっていった。

図書館界でも資料リストを作成し提供する試みがなされるようになっていった。1955年から1957年にかけて、大統領側からの働きかけとして、非行少年らを担当する専門家養成や訓練などを含む連邦法としての少年法成立をめざすが、予算が認められなかった。しかし、1957年に予算が認められると、健康教育福祉局と児童局、社会保障局が合同で非行児童収容施設での活動ガイド⁽¹³⁾を発行し、図書館サービスにも言及すると各地の図書館で予算申請がおこなわれ、積極的に「少年院」への働きかけがおこなわれるようになっていった。

(10) Braverman, Miriam. (1979) *Youth, Society, and the Public Library*. Chicago: ALA, 1979

(11) Isabel Horne and Raymond Embree. (1932) *Books for Boys Recommended for Use in Welfare Institutions*. (1932) Chicago: ALA, 1932. ALA Archive 23/40/3 Health and Rehabilitative Library Services Division, Institutional Libraries Committee, Institutional Libraries Committee Publications, 1930-1938. Box 1

(12) *The Story of the White House Conference on Children and Youth*. Washington, D.C.: Children's Bureau, 1967. p.1. ED078896 (ERIC) 1909年からほぼ10年ごと（1909, 1919, 1930, 1940, 1950, 1960）に開催されてきた。大統領の呼びかけで始まり、ホワイトハウスで開催されるのでこの名称となっているが、目的は米国民に勧告を発することである。その開催時期での課題をテーマとしている。1909年は the Care of Dependent Children で扶養放棄されている子どもを保護する機関の活用のはずみであり、1919年は Standards of Child Welfare でどの子どもにも公平な機会があることを明確にするため児童の健康と福祉に関する基準を定める担当部局を形成した。1930年には Child Health and Protection で、子どものニーズについて包括的な声明を明文化した。

(13) *Institutions Serving Delinquent Children: Guides and Goals*. (1957) Washington, D.C.: U.S. Dept. of Health, Education and Welfare, Social Security Administration, Children's Bureau, 1957. p.71 Library Services <http://hdl.handle.net/2027/mdp.39015016187232>

4. 「少年院」の図書室（館）サービス基準

4-1. 1957年版ガイドでの図書館サービス

このガイドでは図書館サービスという項目をもうけ、収容施設内に図書室を設置し、そこでは収容者の情報ニーズや娯楽に合致する資料を収集提供し、個人としての態度や価値観を形成するのに積極的な影響を与えるようにするものとしている。高度な読書スキルを必要としない広範囲な資料を備えておくことが重要であるし、マイノリティ集団のための資料も収集すべきとしている。図書だけでなく、雑誌やパンフレット、絵本やイラストが多い雑誌などを収集提供し非読者や低い読書レベルの収容者に対応すべき、と具体的な資料形態にまで言及している。ただし、その選択については十分な注意が必要ともしている。そのために推薦図書リストや目録、書評などを活用し選択することを求めている。司書と収容施設の職員とで構成される選択会議で最終決定をすることや、各収容者一人当たり10冊以上の図書を収集すべきとしている。さらに、定期的に入れ替えること、それも収容者一人当たり最低1冊は入れ替えるようにとしている。

収容施設内に教育施設（学校）をもち、出来れば図書室（館）はその中心に設置し、できるだけ魅力があり、行きたくなるような雰囲気にし、内部には座り心地のよいイスや照明など備えるようにと、設備についても言及している。

この時期から60年代にかけ、少年非行が増加し、Youth-At-Risk といわれ、大きな社会問題となっていった。この社会の動きのなかで、上院で連邦法として「少年法」を成立させ追加的に5年間の予算を計上しようとしたが否決され、下院でも同じく否決され成立しなかったが、1961年ケネディ大統領が強く働きかけ、連邦法としての「少年法」Juvenile Delinquency and Youth Offense Control Act of 1961 (P.L.87-275) が成立した。このことにより調査費用としての補助金が準備され支出されていった。この後いったん補助金は打ち切られたが、1968年に、改めて「少年法」Juvenile Delinquency Prevention and Control Act of 1968 (P.L.90-445) が成立し、ジョンソン大統領が署名した。この「少年法」により、少年裁判所 juvenile justice の設立や、少年を支援する機構、つまり「少年院」の組織化、警察機構内での担当部局、といった司法関係以外に、少年非行予防や矯正活動を組織化し、その担当者の養成・研修費用なども盛り込まれた。行政担当部局は、保健教育福祉局 (the Department of Health, Education and Welfare) があたり、1969年に2500万ドル、1970年には5000万ドル、1971年には7500万ドルといった補助金が設定され、地域でのサービス施設や団体に交付されていった。つまり、州政府を経由せず、連邦政府から直接補助金が支給されたのである。これについて上院では他の法律、例えば「地域活動プログラム・モデル都市・人的発展訓練法」the Community Action Program, Model Cities and the

Manpower Development and Training Act などと重なる内容になるとの報告書を提示し反対したが、認められることとなり、地域に根差した少年非行予防等に関するプログラムとともに実施されることとなった。

その後、1974年に連邦法としての「少年法」Juvenile Justice and Delinquency Prevention Act (JJDP A) (P.L.93-415)⁽¹⁴⁾が成立したが、この法律では少年非行を防ぐというより、少年犯罪者を更生させることを目的としていた。法制定に伴い補助金も設定されたこともあり、アメリカ図書館協会 (ALA) とアメリカ矯正協会 (ACA) が合同で、「少年院図書室 (館) 基準」を公表するに至った。ALA は、1973年冬季年次大会においていくつかの関係委員会による合同委員会をたちあげ、その後1974年夏季年次大会において、ACA にも認められて基準を公表した⁽¹⁵⁾。

4-2. 1975年少年院図書室 (館) 基準

Library Standards for Juvenile Correctional Institutions (1975)⁽¹⁶⁾

ACA と ALA が合同でまとめた1975年版「少年院図書室 (館) 基準」では、まず前文で、目的やねらい、ニーズ、活動範囲、対象者、方法、用語の説明などがあり、本文では図書室 (館) の役割について述べている。そこでは、治療手段としての図書室 (館) の役割や、図書室 (館) の複合的な機能、資料選定基準、図書室 (館) によるサービス活動、図書室 (館) の施設・設備、図書室 (館) サービスの財政、図書室 (館) 職員・司書について、という構成になっている。このなかで最後の司書についての記述に比重がおかれている。担当司書の資格やその養成・訓練などについて詳細に記述している。

前文において、図書室 (館) の役割の重要性を述べるとともに、担当司書は少年非行

(14) The Juvenile Justice and Delinquency Prevention (JJDP A) Act. September 7, 1974.

<https://ojjdp.ojp.gov/about/legislation> (2019年11月確認)

2018年12月に the Juvenile Justice Reform Act of 2018 として最終改正されトランプ大統領が署名している。 https://ojjdp.ojp.gov/sites/g/files/xyckuh176/files/media/document/jjdpas-amended_0.pdf (2019年11月確認)

(15) “Library Services to Young Adults in Institutions Committee,” Notes, 1974, Young Adult Library Services Association — Executive Secretary — Committee Files, 1952-1993, 1996-1998, Record Series 32/2/51, Box 2, Folders: Library Services to Young Adults in Institutions Committee American Library Association Archives at the University of Illinois at Urbana-Champaign

(16) *Library Standards for Juvenile Correctional Institutions*. (1975) prepared by ACA/ALA Health and Rehabilitative Library Services Division joint Committee on Institution Libraries. College Park, Md.: American Correctional Association and American Library Association, 0-8389-5407-7

のリハビリに関わり、図書室（館）サービスといった地域活動を通じて居住型収容少年施設に対応でき、さらに図書室（館）サービスにより収容者の特別な配慮が求められるニーズや興味関心に対応できるとしている。

本文では、「少年院図書室は収容者を訓練し、リハビリをおこなうための待遇と基本的な教育を支援し、発展させ、強化するべきである」（2.1）とし、「少年院図書室は学校図書館と公共図書館の複合施設である」（2.2）と位置付けている。対象者は社会的に不適応な若者や学習障害であったり、感情的に問題のあったりすることが多く、それぞれの能力や興味関心や過去の経験などを配慮して教育プログラムが策定されており、その支援をおこなうとしている。資料の選定については教育的な資料や、学習情報を提供する資料、娯楽的な資料、そして、それぞれの自己の成長に必要な資料を収集提供する、としている。特に、1972年にALAが策定した「図書館の原則」の解説「未成年の図書館への自由なアクセス」を明記して、購入図書だけでなく寄贈図書についても、この解説文に対応するように選定すべきとしている。

また、数量基準も記述されている。印刷媒体のみならず、視聴覚資料や収容者が求める形態の資料も収集すべきとしている。100名収容されているならば、図書は最低4000冊、あるいは各収容者一人当たり20点の図書が必要としている。雑誌は40から80タイトル、新聞は10タイトル、パーティカル・ファイルにはパンフレットや切り抜き、写真や雑誌記事などを準備する。各収容者一人当たりフィルムストリップを10タイトル、8ミリフィルムを3タイトル、16ミリフィルムを1000タイトル、カセット・テープやレコードは6～10タイトル、ほかにゲーム類やパズル、マンガ本、実物教材、石膏像なども必要としている。さらに、ACAの勧告を取り入れて、裁判所で必要になる法律関係の参考文献・ツールも備えておくことや少年院職員のために専門書なども備えておくことも記されている。同じく図書室（館）のスタッフについても、専門職司書や司書補、技術職、助手などを細かく規模に応じて適正人数配置基準を示している。

公共図書館や担当部局は少年院図書室（館）の財政について毎年評価し、適切な予算を配分することも記されている。公共図書館は少年院図書室（館）支援のための財政措置を講じ、支援することを求めているのである（2.6）。各少年院ではその運営予算額の2.5%を少年院図書室（館）にあてるべきであるとしている。

当時、どれだけの「少年院」がこの基準に合致するため、教育文化面での連邦レベルでの財政措置がこの少年院図書室（館）への資料費や人件費確保にどれだけ実際に費やされたかどうかは調査が見つからず不明であるが、公共図書館側が上記の少年法成立に伴う財政措置を利活用したことはあるうることと考えられる。

4-3. 1999年基準少年院図書室（館）基準

Library Standards for Juvenile Correctional Facilities, revised edition (1999)⁽¹⁷⁾

その後、米国社会における社会経済的状況やテクノロジーの発達といった若者に与える変化は、「少年院」の運営にも影響を与えるようになり、1987年に ALA 理事会は ALA 内の専門図書館部会 The Association of Specialized and Cooperative Library Agencies (ASCLA) の動議を受け、1975年基準を改訂するための特別委員会を1987年に立ちあげた。ACA の代表や学校図書館部会 (AASL) やヤングアダルト・サービス部会 (YASD) などの代表からなる2年限定の委員会であった。この特別委員会は1990年5月には改訂したドラフトを作成したが、このドラフトをめぐって議論となり、それは1995年まで続いた。このドラフトが主に西部海岸地域の州立長期収容少年院での図書室（館）活動を想定したものであり、西部地域以外から現状にあわないとの反発がでたからである。

1995年に再度、西部以外の地域の少年院図書室（館）で実際に勤務している司書をまじえた特別委員会を立ちあげて、改訂作業をすすめて、ドラフト案を公表し、各州の少年院に配布し、評価を求めることとなった。最終的には1998年1月の ALA ニューオーリンズ年次大会で認められ、1998年6月の年次大会理事会で採択された。

主な改訂点は、改訂することで少年院図書室（館）と公共図書館、州立図書館、政府法律行政担当部局などとのネットワークを拡大することにあつた。1975年基準では短期収容施設を配慮しておらず、図書館サービスは仮収容であろうと、短期であろうと、その収容者に対して実施することが肝要とした。長期であろうと短期であろうと、3つの原則を掲げたのである。

まず、収容者の更生プログラムを効果的にするために支援すること、つぎに収容されていても施設外で受けられる図書館サービスを同じように受けられるようにすること、そして、そういった図書館サービスは収容者のそれぞれの特別に配慮されるべきニーズや興味関心を認識したうえでおこなうこと、とした。

少年院図書室（館）では、図書館としての5つの原則を理念として活動すべきと明記している。すなわち、「図書館の原則」(Library Bill of Rights, 1948 ; 1996)、「未成年の図書館への自由なアクセス」(Free Access to Libraries for Minors: an interpretation of the Library Bill of Rights, 1972 ; 1991)、「受刑者の読む権利に

(17) *Library Standards for Juvenile Correctional Facilities*. Revised edition. (1999) Association of Specialized and Cooperative Library Agencies, American Library Association. Chicago: ALA, 1999.

についての決議」(Resolution to Prisoners' Right to Read, 1982⁽¹⁸⁾)、「図書館記録の秘密性に関する方針」(Policy on Confidentiality of Library Records, 1971 ; 1986)、そして「読書の自由についての声明」(Freedom to Read Statement, 1953 ; 1991)である。

具体的な少年院図書室(館)経営については、運営、財政、職員、資料、サービス活動、施設・設備に項目をわけて、詳しく述べている。資料と職員については数値としての基準も示している。

配置すべき職員数については、各施設の規模によるが、さらに開室時間や対象者人数、収容者施設のタイプ(治療を専門する施設など)、機械化の程度、各施設の安全保障レベルや運営方針によって考慮することを加えている。そのうえで、各施設の収容者人数別に司書などの配置人数の目安を記している。図書館サービスは、標準ベースの教育改革に不可欠であり、矯正教育者は、青少年施設の情報リテラシー基準と図書館標準を認識し、図書館メディアの専門家(専門職司書)を矯正教育プログラムに組み込む必要があるという考え方⁽¹⁹⁾を基本としているといえよう。

資料については、上記の「図書館の原則」の解説「未成年の図書館への自由なアクセス」の原則に基づき資料収集をおこなうとし、資料種別としては、図書ならペーパーバックを主とし、人気のある図書は複本を準備することとしている。その内容は、学校のカリキュラムに準じるものをまず選び、矯正教育学校の教師や職員の推薦図書はそのカリキュラムに合致しているかどうかを検討するとしている。裁判や法律に関する参考文献を揃え、収容者が自己発達を図り、地域社会にもどる際にうまく順応できる資料を選択する。また、収容者の読書レベルや興味関心だけでなく、多様な少数派エスニックのグループにも配慮することとしている。

数値基準として、最低でも4000冊以上あるいは一人当たり20点の図書を収集し、雑誌は少なくとも20タイトル、できれば複本を準備する。新聞は地域や州、全米それぞれのもを少なくとも5タイトル、バーティカル・ファイルも揃える。聴覚資料は少なくとも25タイトルを、視覚資料は50タイトルあるいは5人に1点以上、コンピュータのソフトは25点、ほかにゲーム類やパズル、教材やマンガ本なども揃えるとしている。また視聴覚資料等を利用するための設備も備えるべきとしている。

(18) "Prisoners' Right to Read: An Interpretation of the Library Bill of Rights" adopted June 29, 2010, by the ALA Council; amended July 1, 2014; January 29, 2019
www.ala.org/advocacy/intfreedom/librarybill/interpretations/prisonersrightoread (2019年11月確認)

(19) Puffer, Margaret and Burton, Linda. (2002) Correctional Education Reform-School Libraries. *Journal of Correctional Education*, v53 n2 (Jun. 2002) p52-57.

ほかに参考ツールについて細かく決めており、高校卒業認定試験（GED）のための受験参考書や大学・専門学校の案内リストも必要としている。

ただ、図書館サービスについては、基本的には少年院内の矯正教育の学習支援をおこなうこととして、独自の行事としては資料リストの作成、読書会や音楽鑑賞、コンテスト開催などが考えられると述べるにとどまっている。

5. 課題

全米で最も古くから運営されている St. Charles School for Boys (IL) は2019年現在、イリノイ州矯正教育428学区 Department of Corrections, Corrections School District 428の管轄下であり、200人の男子生徒（収容者）と10人の専任教職員がいる。正式名はイリノイ・ユース・センター；聖チャールズ・スクール (Illinois Youth Center--St. Charles School)⁽²⁰⁾である。黒人が130人（全体の65%）、白人が36人（同18%）、ヒスパニック系が30人（同15%）、アジア系が2人（同1%）、アメリカ・インディアンが1人（同0.5%）という割合になっている。イリノイ州では Alternative School という扱いになっており、おおむね21歳以下が収容されている。8年生から12年生レベルを教育する学校であるが、実際には5年生から12年生までのレベルの生徒がおり、もっとも多いのは9年生（日本でいう中学3年生）である。図書館管理者が専任で配置されている。

イリノイ州法（105 ILCS 5/13-40）によると⁽²¹⁾、「その目的は、若年司法省内の青少年の教育の質と範囲を強化し、地域社会の生活を守る建設的で法律的な生活に身を置くために、より良いモチベーションと能力を備えることである。」とし、担当部局は「まだ高校卒業証書または一般教育開発（GED）証明書を取得していない矯正省内の21歳以下の青少年および受刑者の教育に責任があり、当該地区は、この法律で規定される小学校、中学校、職業訓練学校、成人学校、特別および上級教育学校を設立することができる。この地区の教育委員会は、少年司法省と州教育委員会の専門教育担当者の援助と助言を受けて、学校のニーズと種類、学区内の各学校のカリキュラムを決定する」とし

(20) Illinois Youth Center--St. Charles School

https://www2.illinois.gov/idjj/Pages/St_Charles_IYC.aspx (2020. 11. 30. 確認)

St. Charles Public Library “Illinois School for Boys”

https://sites.google.com/site/stcharleshistoricbuildings/main_page/local-buildings---alphabetically/illinois-school-for-boys (2019年11月確認)

(21) The Department of Juvenile Justice

<https://www2.illinois.gov/idjj/Pages/BoardOfEducation.aspx> (2019年11月確認)

ている。このように明確に、矯正教育学校として位置づけられている州はごく少数で、州によっては軽易な犯罪であっても16歳で成人刑務所に收容されることもある。

州によって「少年院」の運営が異なるように、收容者たちへの待遇も異なる。最も早く「少年院」を開設運営したイリノイ州では、少年院ではなく矯正教育のための学校となっている。2019年現在39校が設置されている⁽²²⁾。ただ、收容される人数が減少しているため收容者が誰もいない学校が半数以上にのぼっている。統合されると、家族が收容されている子どもたちに会いに行けなくなってしまう問題がでてくる。保護者の住居地域に近接していれば頻繁に面会に来ることが出来、收容されている少年自身も退院する努力をするだろうが、イリノイ州であれば南北の移動に自動車でも8時間以上かかるし、公共交通機関のない地域も多い。州によっては州を4地域にわけ、「少年院」を各地域に配置し、保護者の居住地域に近く施設に收容する規則をもっているところもある。

図書館司書からみると、業務の限界についてのジレンマがあるようである。例えば、ニューヨーク市の少年院（中期收容施設）で勤務していた司書 Marybeth Zeman (2014) の実体験記⁽²³⁾によると、ブックトラックに本を積んで、教室へもっていき選ばせたり、勧めたりしている。めざすところはGED合格であり、そうすれば退院後、地域社会で職をえたり、大学や専門学校で学んだり、と生活をやり直す可能性が広がるからである。收容されている10代に人気なのは小説よりも、カラー写真がたくさん掲載されているレシピ本（少年院の食事は決められており、好きな食べ物を選ぶという想像ができるというのがその理由）であるなど、基準はあくまでもめやすであって、実際に收容少年たちが何を具体的に求めているかは現場でないとわからないのだろうということが記されている。様々な問題を抱えて犯罪を犯した10代が学ぶ意欲を見せても、中期收容施設であると刑が確定すると他の長期施設に移動することになり、学習が中断してしまうことも頻繁におきる。すべての「少年院」に図書室（館）が設置されているわけではなく、司書が配置されているわけではないので、連絡して継続学習を行えるかどうかはさだかではないからである。また、学習障害（LD）があるのではと司書が気づいても、担当事務官がその旨判断しなければ医療少年院に移動することなく、そのまま收容期間が延長されることもありうる。

『少年院図書室（館）基準』も20年経過して、改訂すべき時期にきているかと思われる

(22) Illinois Corrections School District 428 Department of Corrections (2019)

http://www.localschooldirectory.com/district-schools/60105428030/Corrections-School-District-428-Department-of-Corrections/IL#district_information@overview (2019年11月確認)

(23) Zeman, Marybeth. (2014) *Tales of a Jailhouse Librarian: Challenging the Juvenile Justice System One Book At A Time*. Brooklyn, NY: Vinegar Hill Press, c2014.

るが、ALA など図書館界では、1999年基準改定の際に議論になったことが影響しているのか、全米としての基準改訂の機運は高まっていない。各州の現場の図書館司書たちに委ねられている格好となっている。州によっては法律で刑務所図書館や少年院図書館について規定して、司書の配置をすすめている地域もあり、地域によっては、日本での少年院での読書環境整備の参考になるところがないかと思われるので、さらに今後現在での状況を調査していきたいところである。

参考資料

統計（注：サイトはすべて2019年12月確認である）

Easy Access to the Census of Juveniles in Residential Placement (EZACJRP) 統計

<https://www.ojjdp.gov/ojstatbb/ezacjrp/>

Juvenile Residential Facility Census Databook (JRFCDB) 統計

<https://www.ojjdp.gov/ojstatbb/jrfcdb/>

Juvenile Detention Alternatives Initiative (JDAI)

<https://www.aect.org/work/juvenile-justice/jdai/>

Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention (OJJDP)

<https://ojjdp.ojp.gov/>

文献

Anderson, Lyn. (2002) "Books in Prison," *Progressive Librarian*. no.21 (Winter 2002): 41.

Austin, Jeanie. (2017) "Reform and Revolution: Juvenile Detention Center Libraries in the 1970s," *Culture, History, and Society*. Vol.1, No.2 (2017): 240-266.

Austin, Jeanie (2012). "Critical Issues in Juvenile Detention Center Libraries" *The Journal of Research on Libraries and Young Adults*.

<http://www.yalsa.ala.org/jrly/2012/07/critical-issues-in-juvenile-detention-center-libraries/> (2019. 10. 24. 確認)

Austin, Jeanie. (2009) "Literacy Practices of Youth Experiencing Incarceration: reading and writing as points of regulation and escape," *LIBRI* 2009; 69(1): 77-87.

Cheeseman, Margaret (1977) "Library Services to Young People and Children in Correctional Facilities," *Library Trends*. 26 (1977): 125-37.

Czarnecki, Kelly. (2009) "Dram It Do It: At the Library! Technology Outreach at a Juvenile Detention Center," *Young Adult Library Services*. Winter 2009: 22-24.

Davis, Veronica A. (2000) "Breaking Out of the Box: Reinventing a juvenile-center library," *American Libraries*. Vol 31, no.10 (Nov. 2000): 61.

Ferguson, Rebecca [et.al] (2019). "Reaching At-Risk Youths One Book at a Time," *ILA Reporter*. February 2019: 46, 48-49.

Fernster-Sparber, Jessica (2008). "New York City's most troubled youth; getting caught reading at passages academy libraries," *Knowledge Quest*. Vol.37, No.1 (Sep/Oct 2008): 30-33.

Flynn, Edith E. (1977) "The Correctional Facility: The Environment Today and in the

- Future,” *Library Trends*. 26 (1977): 7-26.
- Gilman, Isaac. (2008) “Beyond Books: restorative librarianship in juvenile detention centers,” (2008) *Public Library*. January/February 2008: 59-66.
- Hart, Thomas L. (1990) “Delinquent youth write and illustrate their own books; Apple grant funds user-friendly equipment in detention center school,” *American Libraries*. Nov. 1990: 998-1000.
- Jones, Patrick. (2004) “Reaching Out to Young Adults In Jail,” *Young Adult Library Services*. Vol.3, no.1 (Fall 2004): 15.
- Jones, Patrick. (2003) “Motive and Opportunity: serving teens in the correctional system,” *CSLA Journal*. Vol.27, No.1 (Fall 2003): 25-26.
- “Library Services to Young Adults in Institutions” (1976), YALSA.
<https://archives.library.illinois.edu/ala/files/2014/07/Citation-Guidelines.pdf>
- Madden, Susan and Rhea Joyce Rubin (1977), “American Library Association (Update),” *Inside-Outside: A Newsletter on Library Services to Youth and Adults in Prisons, Jails, and Detention Centers*. 3 (1977): 10.
- Madden, Susan (1977). “Reflections on Corrections: Being a One-act Drama in which Our Playwright Presents the Joys, Tribulations, and Trials of Life in a Juvenile Corrections Institution,” *Wilson Library Bulletin*. 51 (1977): 519-22.
- Madden, Susan (1974). “Library in Lock-up,” *Illinois Libraries*. 56 (1974): 562-64.
- Madenski, Melissa. (2001) “Books Behind Bars,” *School Library Journal*. 47, no.7 (2001): 40-42.
- McLellan, Kathy and Tricia Suellentrop (2007). “Serving teens doing Time; Johnson County Library,” *VOYA*. December 2007: 403-407.
- Nielsen, Wendy. (2019) “Library Services in Harris County Juvenile Detention Facilities,” *Texas Library Journal*. Summer 2019: 72-73.
- Part I: The prison Library in Context: Current and Historic Purposes and Policies of Prison Libraries. Current and Historic National Policy,” In Suzanna Conrad ed., *Prison Librarianship Policy and Practice*. Jefferson, NJ: McFarland, 2016.
- Parker, Meredith (2008). “Life as a Library Media Specialist within a juvenile detention school,” *Library Media Connection*. April/May 2008: 50-51.
- Puffer, Margaret and Linda Burton. (2002) “Correctional Education Reform -School Libraries,” *JCE*. Vol.53, No.2 (June 2002): ページ数記載なし
- “Reaching Out to Young Adults in Jail,” *Young Adult Library Service*. Fall 2004: 14-17.
- Rubin, Rhea Joyce, et.al. (1983). *An Evaluation for System-Provided Library Services to State Correctional Centers in Illinois*. Illinois Univ., Urbana. Library Research Center. Undefined, (Sep 1983).
<https://search.proquest.com/docview/63446246?accountid=14553> ERIC # ED237116
- Wilhelm, Elizabeth (2007). “Here’s my heart with care,” *VOYA*. December 2007: 408-409.
- Zeluff, Kristin. (2012) “Collection Development Policies in Juvenile Detention Center Libraries” *Library Media Collection*. March/April 2012: 36-38.
- Zetterval, Zara. (2011) “When there is no frigate but a book,” *American Libraries*. Jan/ Feb 2011: 48-51.

“600 Pos: Learning Resource Center and Library: Juvenile Detention Center Branch of the Pima County Public Library, Tucson, Arizona”, *VOYA*, December 2007: 410-411.

(いのうえ やすよ。2020年11月30日受理)